

## 特に定めた条件

### 現場責任者特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体とみなす。

(適用)

第2条 建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）及び建設工事に該当する工種の契約金額が5百万円未満の工事。

(現場責任者及び主任技術者)

第3条 受注者は、本契約約款第9条に替わり、建設工事に該当しない工事については現場責任者を、建設工事に該当する工種の契約金額が5百万円未満の工事については現場責任者及び主任技術者を定め、この契約締結後5日以内に、現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者通知書に準拠し、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、現場の運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、本契約約款第11条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 主任技術者は、現場責任者と兼ねることができる。

5 現場責任者の経歴書には、直接的雇用関係を確認するための書類を添付しなくてはならない。

(履行報告の適用除外)

第4条 本契約約款第10条に定める履行報告は適用しない。